

別表第1（第3条関係）

（1）患者宅等におけるオンライン診療を計画している医療機関

	区分	要件
補助事業者	①医療機関（歯科を除く。）	患者宅等におけるオンライン診療の実施を計画していること
補助率	2分の1以内	
補助基準額	46万円 （オンライン診療実施医療機関の環境整備）	
補助対象経費	上記補助事業者①における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	<p>（1）在宅患者を対象としたオンライン診療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等（ソフトウェアは除く）の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン及びタブレット端末 ・パソコン並びにタブレット端末と接続するカメラ、スピーカー及びヘッドセット 	